

2008年1月10日
(平成20年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する事務及び当該事務の神奈川県後期高齢者医療広域連合への移管に伴う事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2007年12月25日付けで諮問（第291号）された老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する事務及び当該事務の神奈川県後期高齢者医療広域連合への移管に伴う事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性及び第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成20年4月1日から始まる後期高齢者医療制度に関わる業務として、後期高齢者医療保険料徴収にからみ、年金からの特別徴収を行う際に、介護保険料の特別徴収対象者及び賦課額を参照する必要性が生じた。

特別徴収事務の一つに後期高齢者医療制度対象者の中から特別徴収対象者を特定する業務がある。

その特別徴収対象者を特定する要件として、「介護保険料特別徴収対象者になっている者」で、「介護保険料と後期高齢の保険料の合算額が、支給年金額の2分の1を超えた場合は特別徴収の対象にしない」ことから、支給年金額の2分の1を超えない者を特別徴収対象者として決定する。この業務を行うに際し、介護保険料の特別徴収に関する情報（特別徴収対象者情報、特別徴収依頼情報）が不可欠であり、この必要情報の収集の方法としては、藤沢市の場合には事務効率を考えると介護保険課から収集するのが妥当と考えている。

このことから、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

後期高齢者医療保険料の特別徴収対象者を特定することは、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）に基づいて行われるものであり、本人の申請によらず、一定の条件により必然的に特別徴収対象者になるものである。また、特別徴収対象者を特定する作業は、限られた時間内に行わなければならないため、本人から収集するのは困難であり、特定に必要な介護保険料の特別徴収対象者に関する情報を介護保険課から収集することにより、特別徴収対象者判定の事務処理を適正かつ迅速に行えるようになる。このことから、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると考える。

- (3) 個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

介護保険料の特別徴収対象者に関する情報を使用して、後期高齢者医療保険料の特別徴収対象者を特定することは、法に基づいて行われるものであり、また、対象者が多く、年間7万件程度が想定されることから、本人に通知することは、業務の効率や運営を著しく阻害することになると判断されるため、本人通知は省略したい。

なお、本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することについては、広報等で周知を図る。

- (4) コンピュータ処理の必要性について

後期高齢者医療保険料の特別徴収対象者を特定する事務として、介護保険料の特別徴収対象者（約7万件）と後期高齢者医療保険料の特別徴収対象者（約2万7千件）とを突合し、両方の対象者を抽出する事務、抽出された対象者の保険料の合算額と年金受給額を比較する事務があり、これらの事務については大量のデータを取り扱うこととなり、短期間に事務処理を適正かつ迅速に行うためには、コンピュータによる処理が必要であると考えます。

- (5) 安全対策について

上記の処理は、すべてIT推進課のコンピュータで行うものであり、医療予防課において、介護保険料の特別徴収に関する情報（7万件）を操作・閲覧したり、リスト・磁気媒体等で所有するものではない。

なお、コンピュータ処理により抽出、作成されたデータについては、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程に基づき適正に管理する。

- (6) 本人以外のものから収集し、目的外に利用し及びコンピュータ利用する個人情報

後期高齢者医療保険料の特別徴収対象者を特定する業務で取り扱う個人情報は、次のとおりである。

ア 介護保険特別徴収対象者情報

- (ア) 氏名（カナ，漢字） (イ) 生年月日 (ウ) 性別
- (エ) 住所（郵便番号，カナ住所，漢字住所）
- (オ) 基礎年金番号・年金コード (カ) 特別徴収義務者コード
- (キ) 介護保険被保険者番号 (ク) 個人コード (ケ) 介護住所地特例区分
- (コ) 年金情報補足年月日 (サ) 通知内容コード・各種区分

イ 介護保険特別徴収依頼情報

- (ア) 氏名（カナ，漢字） (イ) 生年月日 (ウ) 性別
- (エ) 住所（郵便番号，カナ住所，漢字住所）
- (オ) 基礎年金番号・年金コード (カ) 特別徴収義務者コード

- (キ) 介護保険被保険者番号 (ク) 個人コード (ケ) 介護住所地特例区分
- (コ) 介護年金情報補足年月日 (カ) 通知内容コード・各種区分
- (シ) 介護特別徴収額 (ス) 年金額

(7) 実施時期

2008年1月中旬予定

(8) 提出資料

- ア 高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）
- イ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（抜粋）
- ウ 厚生労働省事務連絡 特別徴収に係る市区町村内部のシステム連携について（参考資料）
- エ 広報原稿
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

後期高齢者医療保険料の特別徴収対象者を特定することは、法に基づいて行われるものであり、本人の申請によらず、一定の条件により必然的に特別徴収対象者になるものである。また、特別徴収対象者を特定する作業は、限られた時間内に行わなければならないため、本人から収集するのは困難であり、特定に必要な介護保険料の特別徴収対象者に関する情報を介護保険課から収集することにより、特別徴収対象者判定の事務処理を適正かつ迅速に行えるようになる。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

介護保険料の特別徴収対象者に関する情報を使用して、後期高齢者医療保険料の特別徴収対象者を特定することは、法に基づいて行われるものであり、また、対象者が多く、年間7万件程度が想定されることから、本人に通知することは、業務の効率や運営を著しく阻害することになる。

なお、実施機関では、本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することについては、広報等で周知を図ることとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及

び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

後期高齢者医療保険料の特別徴収対象者を特定する事務として、介護保険料の特別徴収対象者（約7万件）と後期高齢者医療保険料の特別徴収対象者（約2万7千件）とを突合し、両方の対象者を抽出する事務、抽出された対象者の保険料の合算額と年金受給額を比較する事務があり、これらの事務については大量のデータを取り扱うこととなるが、短期間に事務処理を適正かつ迅速に行う必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理する必要性があると認められる。

イ 安全対策について

上記の処理は、すべてIT推進課のコンピュータで行うものであり、医療予防課において、介護保険料の特別徴収に関する情報（7万件）を操作・閲覧したり、リスト・磁気媒体等で所有するものではない。

なお、実施機関では、コンピュータ処理により抽出、作成されたデータについては、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程に基づき適正に管理することとしている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上